

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等の 制定等について（修正版）

平成26年6月25日

原子力規制庁

1. 背景

(略)

2. 再検討の結果

(略)

3. 今後の予定

(略)

4. 意見公募の見落としの原因と再発防止策

(略)

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）等に関する
意見公募の結果について

平成26年6月25日
原子力規制庁

原子力規制庁放射線防護対策部放射線対策・保障措置課保障措置室では、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示（案）について、意見公募を実施しましたので、その結果について以下のとおり掲載します。

1. 概要

- 意見募集の期間 : 平成26年4月24日～5月23日
- 意見募集の方法 : 電子メール、郵送、FAX

2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数 : 14件
- 御意見・質問に対する回答 : 別紙のとおり

「国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則(案)等」に対する意見提出について

	条項(改正後)	御質問・御意見及び理由(原文)	考え方
1	規則第1条第1項	規則(案)第1条第1項で、原子炉等規制法施行令も引用すべき。理由は、規則(案)第1条第2項第8号に規定する「臨界実験装置」の定義については原子炉等規制法では規定されておらず原子炉等規制法施行令第17条で規定されているから。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律及び同法施行令の下の他規則の例にならっているものであり、条文は現状案のままとさせていただきます。
	規則第4条の2の5第1項	規則(案)第4条の2の5第1項の「原子力規制委員会の指定する核燃料計量管理区域」、第4条の2の8第1項の「原子力規制委員会が指定する核燃料計量管理区域」の「指定」の内容を具体的に示すべき。理由は、指定しなければ保障措置検査が実施できないから。	第4条の2の5第1項及び第4条の2の8第1項の保障措置検査は、国又は保障措置検査等実施機関の職員がIAEA査察員と共に抜き打ちで実施する検査になりますが、これらの検査の対象者には複数の核燃料物質計量管理区域を持っている者が含まれます。それらの対象者には、対象となる検査区域が、複数ある核燃料物質計量管理区域の中から前日又は現地にて指定されることとなります。
	告示柱書	告示(案)で新たに規定された各号の条文において、「核原料物質」、「核燃料物質」という用語が記載されているが、日アラブ協定、日土協定には上述の用語は使用されていない。(協定の日本語の正文では核物質(原料物質、特殊核分裂性物質))。告示の規定の文言においては協定において使用する用語を用いるべきである。理由は、告示(案)で「告示の各号において使用する用語は、当該各号において指定する国際約束において使用する用語の例によること」が新たに規定されたから。	核原料物質及び核燃料物質という用語は二国間原子力協定の原料物質、特殊核分裂性物質とは別の用語であり、修正の必要はありません。
2	規則第1条第2項第16号	第1章定義、第1条2、十六サイト、ハの7行目に「核燃料物質管理区域」という定義されていない用語が使われているため、サイトの定義が不明確になっています。	「核燃料物質管理区域」は「核燃料物質計量管理区域」の誤記です。御指摘を踏まえて修正します。
	規則第4条第4項	第2章第4条4、10行目に「あつて」という言葉が残っています。	御指摘を踏まえて修正します。
3	規則第4条の2の8第1項	「再処理施設と密接な関係を有する使用施設等」の定義を明確にしたい。	再処理施設より払い出された加工前MOX粉末を受け入れ、使用・貯蔵している使用施設等(使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設)を指します。なお、「密接な関係を有する使用施設等」の表現については規則第4条の2の4第2項中の同様の表現に倣っているものであり、条文中においては簡潔な記載にとどめることとしていることから、条文は現状案のままとさせていただきます。
4		「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項」および「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第14項」の規定に基づき「核燃料物質受託計画報告書」を提出しており、「核燃料物質受託計画報告書」には「運転計画」を添付して提出している。新設された第7条第14項(施設操業計画報告書の提出)については、上記「運転計画」に同一の情報が含まれると考えられるが、新規提出は必要か。 理由：他の報告書で報告されている内容であると考えられるため。	平成27年上期分以降の施設操業計画報告書については、提出が必要となります。ただし、運転計画については、今後提出いただく必要はありません。
5		新設された第7条第14項(施設操業計画報告書の提出)について、報告内容に変更があった場合の取り扱いについて記載されていないが、変更報告は不要と解釈してよいか。 理由：報告内容に変更があった場合の取り扱いについて記載がないため。	報告内容に変更があった場合でも変更報告は不要です。
6	規則第7条第14項	新設された第7条第14項(施設操業計画報告書の提出)について、規則の施行は平成26年6月以降となるため、平成26年7月1日～12月31日分の報告書の提出期限は5月1日(7月1日の2ヶ月前)とするのではなく、経過措置を定める必要があるのではないかと。 理由：平成26年7月1日～12月31日分の報告書の提出期限について、提出期限内の提出が不可能であり、かつ、経過措置についての記載がないため。	平成27年上期分以降の施設操業計画報告書について提出が必要となりますので、経過措置を定める必要はありません。
7		今回新たに追加された第7条第14項「操業計画に関する報告」は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第三十条、第四十三条の三の十七」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第六十四条第1項」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第四条第1項」の規定に基づき届け出ている「運転計画」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第四十三条の十三」及び「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 第二十三条第1項」の規定に基づき届け出ている「貯蔵計画」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第四十六条の四」及び「使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第七条の十三第1項」の規定に基づき届け出ている「使用計画」に含まれる情報に十分に包括されていると考えられるため、新たな報告は不要であると考えられる。 したがって、原子炉設置者、貯蔵事業者及び再処理事業者は、現行の「運転計画」、「貯蔵計画」及び「使用計画」に、今回新たに追加された「操業計画」の情報を追加することで、原子力規制委員会の要求を満足しつつ、事業者の負担を軽減することはできないか。 また、変更時の手続きについて規定されていないが、変更の都度報告が必要なのか、もしくは変更報告は不要との解釈でよいのか。	今回追加する法第67条第1項に基づく施設操業計画報告書が必要とされている情報は、法の各条項に基づく運転計画、貯蔵計画、使用計画で求めている情報には含まれておらず、必要となる時期・頻度も異なっています。また、各事業者に対して求める情報は同種のものであるにも関わらず、加工事業者、廃棄事業者、使用者の施設操業計画のみ法第67条第1項に基づいて徴収することは法の整理が不自然となることから、条文は現状案のままとします。
			施設操業計画報告書の報告内容に変更があった場合でも変更報告は不要です。

8	規則第10条	第10条(光ディスクによる手続)の改正箇所について「～第十六項まで、第十八条、第二十項から～」とあるが、「～第十六項まで、第十八項、第二十項から～」とすべきではないか。 理由:誤記であると考えられるため。	御指摘を踏まえ修正します。
9	規則別記様式第11	・様式第11中「第14項(第15項)」は「第12項(第13項)」ではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
	規則別記様式第13	・様式第13中「核燃料物質受払計画報告書」は「核燃料物質受払計画等報告書」ではないか。	御指摘を踏まえ修正します。
10	規則別記様式第12	新設された様式第12(施設操業計画報告書)について、「～規定により次の通り報告します。」とあるが、他の様式と同じく「～規定により、次のとおり報告します。」とすべきではないか。 理由:他の様式との文言統一のため。	御指摘を踏まえ修正します。
11		新設された様式第12(施設操業計画報告書)における操業状態の記載方法については、原子力発電所の場合、「運転中(OP)」とは発電を開始する並列日から発電を停止する解列日までの期間を指し、「検査・保守作業、改造、運転停止中(MM)」とは解列日から並列日までの期間を指すと解釈してよいか。 理由: 様式第12について、記載方法が不明確であるため。	国際規制物資の使用等に関する規則第4条第1項 原子炉設置者の項(改正案においては「試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項」)第19号に基づき時刻を記録することになっている運転開始から運転停止までの期間を「OP」、運転停止(又は緊急停止)から運転開始までの期間を「MM」とみなします。
12		操業状態の記載方法について詳細な具体例を示していただきたい。 理由: 具体的な記載要領が不明確なため。	施設操業計画報告書を提出いただく許可事業者に対し、別途記載方法の説明を行います。
13	告示全体	本件告示案は、条約について「平成00年条約第0号。」といった番号を付しています。 しかし、条約については、このような番号を付さない場合の方が多くと思います。 この理由は、条約は、国家間の合意であることから、官報で公布されたものが正文とは限らない、又は多数の言語による多数の正文の全てが官報で公布されるとは限らないためではないかと思えます。 したがって、同案においても、このような番号を削るべきだと思います。 なお、e-Govから意見を提出できるとのことですが、実際には、意見提出のためのボタンがなく、提出できません。	本告示において引用している条約には、名称がまったく同じになるものが複数あるため、その区別のために条約番号を引用する必要があります。
14	規則及び告示全体	案件名「国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則(案)等」について以下に意見を記す。 提示された「国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則(案)」における原子力規制委員会が所管する規則「国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号)」及び告示「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件(昭和47年総理府告示第49号)」内の全体に対して意見する。 今現在の日本の核燃料・核廃棄物・核開発や実験等に使用するあるいは使用された資材・設備を廃棄もしくは再利用するめどは、MOX燃料を使用する原子力発電・高速増殖炉もんじゅの稼働の是非の不透明や核廃棄物を地下に埋める計画などから見ても、立っているとはいえない。先行き不透明であるにも関わらず今後新たに核開発や実験等に使用するあるいは使用された資材・設備を持ち込むことはそれら輸入物を運用する計画性および核問題の危険性を無視する行為であり、全く看過できるものではない。故に、この案自体の改正は適切ではないので、本案の破棄を強く希望する。 しかし、現在の原子力関連の日本における先行きは明るいとは言えず、今後の原発の運用・廃炉あるいは発展に関連する研究者や技術者の確保は難しいものであることは想像に難しくない。故に、他国への技術および技術者の輸出あるいは輸入については今後の原子力の維持と発展のために大いに執り行っていただきたく、本案の意見とはやや場違いにはなるが、この輸出入に関しては積極的な姿勢を取って頂きたいと存ずる。	原子力政策の是非についてのご意見であり、今回の意見募集の対象についてのご意見ではないと考えます。

注1 背景に色がついた意見(1, 2, 7, 14)は、6月11日の第11回原子力規制委員会において示されておらず、今回新たに示すもの。

注2 同一の者から複数の趣旨の意見あった場合(1, 2, 7, 9)はまとめて1件の意見として計上しております。